

組合ニュース

発行: 2016年3月11日

大分大学教職員組合

TEL・FAX: 097-554-7998

E-Mail: oitaau@fat.coara.or.jp

福教大教職組に勝利命令!! 法人の行為は不当労働行為と認定される

大学は議論をたたかわせる高等教育機関

「大学は、高等教育機関として各種の幅広い意見を
そこでの議論を通じて戦わせる場所であることが
保障されており・・・本件ビラ配布活動は
・・・労働組合の正当な活動の範囲内」
(命令書37頁より抄録)

福岡県労働委員会は2016年2月9日、福岡教育大学（法人）が行った行為について、労働組合法第7条に該当する不当労働行為と認定し、救済命令書を交付しました。同大教職組の勝利命令です。

学長選考過程を批判した組合によるビラ配布を信用失墜行為であるなどと全教職員向け説明会において批判し、教育学部長らに対してビラ配布への対応や見解を文書で提出するよう命じた旨の発言をしたこと、及びその発言内容を法人のウェブサイトに掲載したこと。

□ 福岡県労委は以下の4点を不当労働行為と認定

①研究科長への任命拒否：選挙によって大学院教育学研究科長に選ばれた組合員A氏を学長が任命しなかつたこと。

②評議員への指名拒否：未払賃金請求訴訟の原告團に加わった組合員B氏を、学長が教育研究評議会評議員に指名しなかつたこと。

③教員人事ヒアリングの拒否：上記組合員B氏が主任を務める講座の教員人事ヒアリングを、学長が直接行わなかつたこと。

④組合によるビラ配布に対する学長の攻撃：学長が、

□ 謝罪文の掲示と不当批判部分の削除を法人に命令

同県労委は、以上の認定を行った上で、以下のことを法人に命令しています。

①不当労働行為を行ったことを認める事実上の謝罪文（資料1裏面掲載）を組合へ手交するとともに、インターネット「ガルーン」のトップページ等見やすい場所に14日間掲載すること、②法人が作成した文書「福岡教育大学のミッションの公表にあたつて（平成25年12月20日）」から、「その権限がない

教授会が学長選考結果に疑義を挟み、「本学の信用を失墜させる行為」、「教育学部長と大学院研究科長に今回の事案にどう対応するのか、自らの見解を年末までに文書で提出するよう命じ」、「今回起きた事案に対する大学の秩序の回復と名誉の回復に取り組みます」などとした部分（約600字）を削除し、今後掲載しないこと。

が123票、学長（当時）が88票であったのに、学長選考会議が下位の学長を選考したのはなぜであるのかと批判し、ビラの配布活動を行いました。学長はこうした行動を、信用失墜行為であるとしていましたが、福岡県労委は、「大学は、高等教育機関として、各種の幅広い意見を、そこで議論を通じて戦わせる場所であることが保障されており・・・本件ビラ配布活動は・・・労働組合の正当な活動の範囲内」（命令書37頁より抄録）として、大学の行為に正当性はなく、不当労働行為にあたることを認定したものです。

□ 大学は議論を戦わせる高等教育機関

問題の背景には、2013年11月に行われた同大の学長選考とその過程を批判した組合活動があります。福教大教職組は、意向投票では教育学部長（当時）

資料1：福教大（法人）は、以下の文書を組合に手交するとともに、学内イントラの見やすい所に14日間掲載するよう福岡県労委に命令されました。資料中の〇〇には全て実名が入っています。

福岡教育大学教職員組合
執行委員長 〇〇 〇〇 殿

平成 年 月 日

国立大学法人福岡教育大学
学長 〇〇 〇〇

当法人が行った下記の行為は福岡県労働委員会によって労働組合法第7条に該当する不当労働行為と認定され、また、下記4の発言内容を、法人のウェブサイトから削除するよう命じられました。

今後このようなことを行わないよう留意します。

記

- 1 平成26年4月1日、法人が〇〇〇〇組合員を大学院教育学研究科長に任命しなかったこと。
- 2 法人が、〇〇〇組合員を平成26年度教育研究評議会評議員に指名しなかったこと。
- 3 平成26年4月9日、〇〇〇〇学長が、〇〇〇組合員が講座主任を務める国際共生教育講座の教員人事に関するヒアリングを直接行わなかったこと。
- 4 平成25年12月20日、〇〇〇〇学長が、全教職員向け説明会において、組合が行ったビラ配布を信用失墜行為であるなどと批判し、教育学部長らに対し、ビラ配布への対応や見解を文書で提出するよう命じた旨発言したこと、及び法人が、その発言内容を法人のウェブサイトに掲載したこと。